

(案)

富士宮市消防団組織再編個別計画  
(概要版)



富士宮市  
令和 年 月

## 目 次

はじめに	1
<b>1 詰所の統廃合を含めた再編（P 2 から P 5 まで）</b>	
（1）団本部	2
（2）第1方面隊	2
（3）第2方面隊	2
（4）第3方面隊	2
（5）第4方面隊	3
（6）第5方面隊	3
（7）第6方面隊	3
（8）再編後の組織イメージ（全体）	4
（9）富士宮市消防団方面隊および分団の名称並びに管轄区域（再編後）	5
<b>2 定年延長について（P 6）</b>	
（1）現時点での決定事項	6
（2）定年年齢についての一例	6
<b>3 新たな消防団員確保対策について（P 7 から P 8 まで）</b>	
具体的施策	7

## はじめに

富士宮市消防団組織再編個別計画（概要版）は、富士宮市消防団組織再編基本計画に基づき個別具体的に策定された、富士宮市消防団組織再編個別計画の概要をまとめたものです。

富士宮市消防団組織再編個別計画は、「詰所の統廃合を含めた組織の再編」、「定年延長について」、「新たな消防団員確保対策について」の3つの柱について、検討を重ねて策定されました。概要版は、この3つについて、要点をまとめています。なお、組織の再編を行うにあたっては、消防団員の処遇改善及び運営交付金等も合わせて、一体的に見直しを行っていきます。

## 1 詰所の統廃合を含めた再編

### ...(1)...団本部

団本部については、女性分団の創設を目指し、基本分団と同程度の 15 人体制とします。また、副団長を委員長とした「消防団員確保対策検討委員会（仮称）」を新設します。

### ...(2)...第1方面隊

現行どおりとし、分団・詰所の統廃合等はありません。

### ...(3)...第2方面隊

第 11 分団(星山)を廃止し、第 11 分団(星山)が管轄していた星山 2 区を第 9 分団が管轄します。第 11 分団(星山)が管轄していた星山 1 区については、第 11 分団(黒田)の管轄とします。

第 11 分団(黒田)、第 11 分団(貫戸)及び第 12 分団(山本)の統合を実施します。詰所については、適地に新築し、現詰所については、廃止とします。車両については、消防ポンプ自動車 1 台と資機材搬送車 1 台の 2 台体制とし、消防団員の基準数については、現在の 51 人から 20 人体制とします。

第 10 分団(安居山)と第 10 分団(沼久保)の詰所の統合を実施します。第 10 分団(沼久保)の詰所は、廃止します。車両については、現行どおりの 2 台体制とし、消防団員の基準数については、現在の 18 人から 20 人体制とします。

### ...(4)...第3方面隊

第 12 分団(小泉)と第 14 分団(小泉)の統合を実施します。詰所については、第 12 分団(小泉)の詰所を使用することとし、第 14 分団(小泉)の詰所は、廃止とします。

車両については、消防ポンプ自動車 1 台と資機材搬送車 1 台の 2 台体制とし、消防団員の基準数については、現在の 30 人から 20 人体制とします。また、管轄区の見直しも同時に実施し、現在、第 14 分団(小泉)の管轄となっている上小泉区を第 14 分団(大岩)の管轄とします。このことから、第 14 分団(大岩)の管轄は、現在の 大岩 1 区、大岩 2 区及び大岩 3 区に上小泉区が加わることとなります。管轄区が増えたことで車両配置及び消防団員の基準数についても見直し、車両については、消防ポンプ自動車

1台と資機材搬送車1台の2台体制とし、消防団員の基準数については、現在の15人から20人体制とします。

#### ...(5) 第4方面隊

第19分団(下条)と第19分団(妙蓮寺)の詰所の統合を実施します。第19分団(妙蓮寺)の詰所は、廃止します。車両については、現行どおりとし、消防団員の基準数については、現在の30人から20人体制とします。

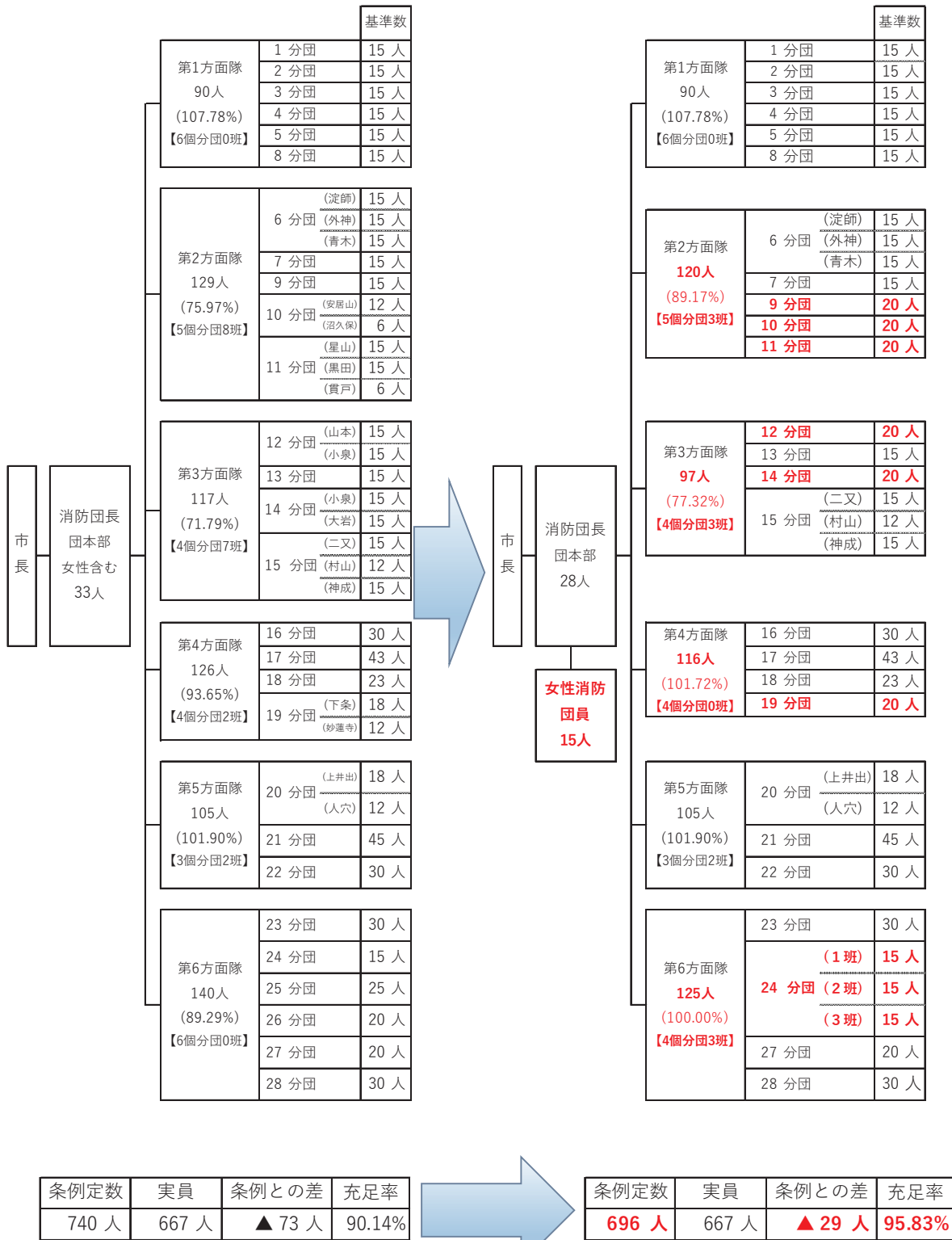
#### ...(6) 第5方面隊

現行どおりとし、分団・詰所の統廃合等はありません。

#### ...(7) 第6方面隊

第24分団、第25分団及び第26分団の統合を実施します。ただし、当面の間は、3班体制とします。班体制の間は、詰所は現行どおりとなります。消防団員の基準数については、現在の60人から45人体制とします。

(8) 再編後の組織イメージ（全体）



1本部28個分団19班制

1本部26個分団11班制

(9) 富士宮市消防団方面隊および分団の名称並びに管轄区域(再編後)

現所属	管轄区域 ※第1出動区域	備考	
団本部	富士宮市全域		
第1方面隊	第1分団	咲花区・大和区・常磐区・田中区	
	第2分団	木の花区・城山区・ひばりが丘区・神田区・浅間区	
	第3分団	高嶺区・宮本区・二の宮区・福地区・琴平区・三園平区・神賀区・神立区	
	第4分団	貴船区・松山区・羽衣区・神田川区	
	第5分団	阿幸地区・舞々木区・富士見ヶ丘区・日の出区・瑞穂区・源道寺区	
	第8分団	万野1区・万野2区・万野3区・万野4区・万野希望区	
第2方面隊	第6分団	淀師区・淀橋区・青木区・外神区・宮原区・宮原1区・青木平区・外神東区	
	第7分団	大中里区	
	第9分団	野中1区・野中2区・野中3区・野中4区・ <b>星山2区</b>	第11分団(星山)管轄の星山2区を新たに管轄
	第10分団	安居山1区・安居山2区・沼久保区	
	第11分団	黒田区・貫戸区・星山1区・ <b>山本区・高原区・高原1区・高原2区</b>	第12分団(山本)との統合かつ第11分団(星山)管轄の内、星山1区を管轄。
第3方面隊	第12分団	小泉1区・小泉2区・小泉3区・小泉4区・ <b>小泉5区・小泉6区</b>	第12分団(小泉)と第14分団(小泉)の統合。ただし、区割りの変更を行い、上小泉区を第14分団(大岩)へ。
	第13分団	杉田1区・杉田2区・杉田3区・杉田4区・杉田5区・杉田6区	
	第14分団	<b>上小泉区・大岩1区・大岩2区・大岩3区</b>	第14分団(小泉)の管轄の内、上小泉区を新たに管轄。
	第15分団	村山1区・村山2区・村山3区・粟倉1区・粟倉2区・粟倉3区・粟倉4区 粟倉南区・舟久保区	
第4方面隊	第16分団	山宮1区・山宮2区・山宮3区・山宮4区	
	第17分団	北山1区・北山2区・北山3区・北山4区	
	第18分団	上条上区・上条下区・馬見塚区	
	第19分団	下条上区・下条下区・精進川上区・精進川下区	
第5方面隊	第20分団	上井出区・芝山区・人穴区	
	第21分団	猪之頭区・麓区・根原区・富士丘区	
	第22分団	内野区・原区・半野区・狩宿区	
第6方面隊	第23分団	大鹿窪区・猫沢区・明光台区・上柚野区・下柚野区・鳥並区	
	第24分団	上稲子区・下稲子区	分団の統合(3班制)
	第25分団	内房第3区・内房第4区	
	第26分団	内房第1区・内房第2区	
	第27分団	長貫区・上羽鮎区・下羽鮎区・稗久保区・香葉台区	
	第28分団	西山区・大久保区	

## 2 定年について

### ...(1) 現時点での決定事項

今後も継続的に調査・研究し、令和8年度中を目途に方針を決定します。

### ...(2) 定年年齢についての一例

ア 現行どおりの基本団員 65 歳、機能別団員 70 歳

イ 定年年齢の完全撤廃

ウ 一律 5 歳から 10 歳の延長

エ 機能別団員のみ定年撤廃

オ 団本部員のみ定年年齢延長（具体的年齢は検討）

カ 役職定年制の導入

キ 退職報償金制度と連動した延長

令和6年度まで退職報償金の勤務年数「30年以上」区分が上限であったが、令和7年4月1日から「35年以上」区分が新たに導入されたことから、これに合わせて定年年齢も5歳延長。

### 3 新たな消防団員確保対策について

#### .....具体的施策.....

下記のとおり具体的施策について研究し、実施していきます。

- (1) SNS媒体を活用した消防団員確保対策  
若年層をターゲットに消防団の魅力を発信するために、インスタグラム等のSNSを活用した情報発信について、早期の実施に向けた調査研究を実施します。
- (2) 市内高校の自動販売機への消防団の紹介掲示  
市内高校に設置してある自動販売機に2次元バーコードを載せた消防団の広報ラッピング等を行い、直近で18歳以上になる層をターゲットに消防団の認知に努め、今後の入団へつなげます。
- (3) 学生消防団活動認証制度の導入  
若年層をターゲットに学生消防団活動認証制度導入に向けた調査研究を実施します。
- (4) 富士宮市消防団応援の店事業の実施  
地域全体で消防団を応援する機運を高め、消防団員の士気の高揚と消防団加入促進を図るため、消防団応援の店事業を実施いたします。
- (5) 市内事業所への入団促進依頼  
富士宮市中小企業振興懇話会等を通じて、当該事業所所属の従業員への消防団入団を働きかけます。また、機会を捉えて、郵便局をはじめとした多数の従業員を雇用する事業所に対しても、平日日中の災害対応の窮迫の実情を説明し、消防団への加入促進を図ります。
- (6) 消防団加入促進イベントの開催  
市内の集客施設にて消防団加入促進イベントを開催します。また、当該施設のデジタルサイネージ等を活用して常時人の目につく広報を展開します。
- (7) 新たな機能別団員の創設について、調査研究を実施していきます。

- (8) 訓練の時期や回数等について見直しを行い、団員の負担軽減を図ります。
- (9) 団本部に消防団員確保対策検討委員会を新設し、各方面隊から選出された委員も含め、消防団全体で危機感を共有するとともに、従来の広報及び募集方法等を抜本的に見直しながら、より効果的な施策を模索していきます。



富士宮市消防団組織再編個別計画  
令和 年 月策定  
富士宮市消防本部警防救急課